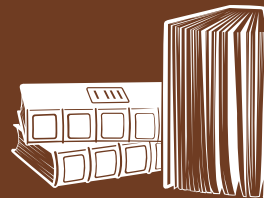




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

義姪がクレジットカードの家族カードを不正利用した事例

クレジットカードの家族カードを、カード会員Xの別居中の妻が使用していたところ、妻の姪がこれを持ち出し、姪利用のホストクラブの未払い飲食料代金の支払いに使用したのちに、元の場所に戻した。Xが、カード会社に対し義姪の不正使用を主張し支払い義務免除等を求めたが、会社は家族の不正使用として免除等を認めず、Xが請求額を支払った。そこでXが支払い額を不当利得としてカード会社に対し返還を求め提訴し、認められたケース。

(東京地方裁判所令和4年3月25日判決、金融商事判例1658号32頁)

X：原告（消費者）
Y1：被告（クレジットカード発行会社）
Y2：被告（クレジットカード発行会社）
A：Xの妻
B：Xの姪（Aの姉の子）
C：飲食店（ホストクラブ）

事案の概要

XはAと結婚し子も生まれたが、約14年後に別居した（Xが転居した）。本件はXとAが別居中（後に離婚）に発生した。

2005年にXはY1、Y2とそれぞれクレジットカード契約を締結し、本会員として、それぞれ2016年当時利用限度額無制限のカードと、同利用限度額300万円のカードの貸与を受けた。またAを家族会員として家族カード（以下、それぞれα、βとする）の貸与を受けていた。

2016年10月6日及び同月24日にα・βを利用した以下の①～⑦の取引がされた（本件カード利用）。しかしα・βは④、⑦の後にはAの財布内にあった。また各日ともAの姪BがA自宅に来ていたが、その間15～20分ほど不在であったとされる。Bはカード使用を否認した。

・10月6日 21～22時頃

- | | | |
|-----|--------------|------------|
| ① β | 甲⇒乙⇒丙のタクシー利用 | 5,140円 |
| ② β | Cでの過去の飲食代金 | 794,200円 |
| ③ α | Cでの過去の飲食代金 | 4,752,000円 |
| ④ β | 丙⇒乙のタクシー利用 | 2,080円 |

・10月24日 19～20時頃

- | | | |
|-----|--------------|----------|
| ⑤ α | 甲⇒乙⇒丙のタクシー利用 | 4,870円 |
| ⑥ α | Cでの過去の飲食代金 | 761,200円 |
| ⑦ α | タクシー利用（詳細不明） | 2,260円 |
- （乙はAの自宅の、丙はCの店舗の所在地）

①～④の利用代金明細書の送付により、Xは上記の利用を知り、高額であるためAに尋ねたところ、身に覚えがない、同日Bが遊びに来たのできっとBが使用したものである、との回答を得た。そこで11月1日頃、XはY1及びY2に電話で、Cでのカード利用はAに覚えがなく、Bが盗用したと思われる旨連絡した。しかし、Y1、Y2は、いずれも利用代金の支払いを求めた（Y1の規約は、カードの紛失・盗難等による他人のカード使用に起因して生じる一切の債務は会員が負うとしつつ、連絡や警察への届け出、所定の手続き等をした場合には、連絡受理日の60日前以降に発生した損害の支払いを免除する旨が定められていた。ただし、Y1は会員の関係者〔詳細は「理由」参照〕が紛失・盗難等に関与又は不正使用した場合は対象外としていた。Y2も規約において同様に定めていたが〔除外さ



れる者の詳細は「解説」参照]、Y 2 は不正利用による損害を填補^{てんぽ}するとしていた)。結局 X は全額支払ったため、Y 1、Y 2 に対し、それぞれ、③⑥、②の全額と遅延損害金の支払いを求め提訴した。請求理由は Y 1 に対しては支払い免除をしなかった債務不履行による損害賠償請求又は不当利得の返還、Y 2 に対しては損害填補義務違反による債務不履行に基づく損害賠償又は不当利得の返還である。本判決はいずれも不当利得の返還義務を認めた。

本稿では以下の争点につき検討する。

- (1) ②③⑥は盗難された $\alpha \cdot \beta$ が使用されて行われたものであるか。
- (2) ③⑥につき、Y 1 規約所定の支払い免除の除外事由が存するか。
- (3) ②につき、Y 2 規約所定の損害填補の除外事由が存するか。

理由

1. 争点(1)

● 本件カード利用の状況について

①④⑤⑦のタクシー利用の場所や金額から、甲から乙(A自宅所在地)経由で丙(C所在地)へ移動し、Cで未払い代金を支払い、その後丙から乙へタクシー移動したと認めた。次いで、①③④⑥の売上票の署名の筆跡が酷似しており、①～④・⑤～⑦は各1時間以内の利用であったので、①～⑦は同一人物による利用であるとした。また $\alpha \cdot \beta$ 裏面や本件以外のカード利用時のAの署名と比較すると明らかに筆跡が異なるとして、本件カード利用はA以外の人物が行ったとした。 $\alpha \cdot \beta$ の支払い明細には、②③⑥を除き、ホストクラブ利用代金支払いに用いられた形跡はなく、②③⑥はAによるC利用代金の支払いとは考え難いとした。加えて、Aが600万円超のホストクラブの未払い飲食代金支払いのために他人に $\alpha \cdot \beta$ を交付する合理的な理由はなく、その上 α は限度額無制限であるのに②③⑥は $\alpha \cdot \beta$ 双方を使用し3回にわたり決済しているので、

$\alpha \cdot \beta$ に関する契約内容を知らない人物が②③⑥を行ったとした。これらの事情から、Aの承諾を得ることなく $\alpha \cdot \beta$ を入手したA以外の人物が、甲からA自宅経由でCにタクシーで向かい、Cで過去の未払い飲食代金を清算後、A自宅までタクシーで移動し、 $\alpha \cdot \beta$ を利用してこれら決済取引を行ったとした。

● 本件カード利用を行った人物について

①⑤直前の時点の乙近隣での α 利用時の各署名を、 α 裏面のA署名と比較すると、いずれもA本人によるものと認められ、少なくともその時点ではAが α を所持・利用していたとした。そして本件カード利用が行われた時間帯の6日21～22時頃、24日19～20時頃のいずれも、BがA自宅に滞在し、玄関あるいはリビングに置かれたAのかばん内の財布に入った $\alpha \cdot \beta$ を入手する機会があり、またAによる α の上記各利用から本件カード利用がなされるまでの間に、 $\alpha \cdot \beta$ を入手して①～⑦に用いた上、再びAの手元に戻す機会があった人物がB以外に存在することは何ら窺^{うかが}えないとして、 $\alpha \cdot \beta$ を盗用して①～⑦に関与したのがBであることが強く推認されたとした。これに加え、BがCの常連客として2016年7月頃から週3回程度の頻度で来店し、未払い飲食代金も相当な額に上っていたこと、6日・24日ともBが屋外に出た時間は短時間であることから、Bは、6日及び24日、Aの自宅滞在中に、Aの承諾を得ずに $\alpha \cdot \beta$ を抜き取った上、家の外に出て知人等の第三者に $\alpha \cdot \beta$ を交付して、CでBの未払い飲食代金の清算をするよう依頼して本件カード利用が行われたものと推認されたとした。

2. 争点(2)

● 「会員の関係者」による支払いであるか

Y 1 は、本件カード利用は「会員の関係者」による支払いであるから、規約(「会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、または不正使用した場合」)を支払い免



除の対象外の事由とする旨の定め)により支払い免除対象にならない旨主張する。

しかし、Y 1 規約には、上記「会員の関係者」の意味内容を具体的に定義した定めは存在しないところ、Y 1 は、クレジットカードの不正利用のリスクを会員に配分する観点から、会員と一定の関係性のある人物による不正利用を支払い免除対象から除外する規定であること、「会員の関係者」として規約に会員の家族等の例示があり、これらはいずれも会員と共同生活を営むなどして社会生活上密接な関係にある者であることからすると、上記「会員の関係者」についても、例示された会員の家族等に準じる程度に社会生活上密接な関係にある者を指すものと解される。しかし B は、A の姉の子であるということとどまり、本件カード利用当時、X や A と同居も生計を一同にしておらず、A の自宅に月に 1 回程度遊びに来るという関係にあったに過ぎないので、X あるいは A の家族、同居人等に準じる程度に社会生活上密接な関係にあったものとは認められず、Y 1 規約にいう「会員の関係者」とは言えないとした。

● Y 1 規約上の管理義務又は届出義務に違反した状態で生じた盗難であるか

Y 1 規約は、「本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合」を支払い免除の対象外事由とする旨定めているところ、Y 1 は、**1)** X A の夫婦関係破綻後^{は たん}も、X が A に α を持たせていたことは、カード管理を第三者に委ねることに該当し、X は A から α を取り戻さなければならなかった、**2)** 家族会員等に変更が生じた場合に該当するため、X は届け出をしなければならなかった、**3)** A が B に α のある場所を知られていたとして、本件カード利用は、X または A の管理・届出義務違反状態で生じた盗難で、支払い免除対象とならない旨主張した。

しかし、**1)** については、家族会員である配偶者に家族カードが貸与されている場合に、当該配偶者と別居しあるいは婚姻関係が破綻した際

の家族カード返却義務を定めた規定は存在しないし、A は別居前後を通じて無職で、食費、光熱費等を含む日常の生活費を、主に $\alpha \cdot \beta$ を含む X 名義のクレジットカード契約に基づく家族カードにより支払っていたことが認められるところ、夫婦は、互いに協力し扶助しなければならず(民法752条)、別居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負うので、2016年10月当時、家族会員である A の、日常的な生活費の支払いのための α 使用が家族カード貸与の趣旨に反しないとして、X の管理義務違反はないとした。そもそも、婚姻関係の破綻の有無は法的評価を含み、婚姻関係の当事者にさえ必ずしも一義的に明らかな事柄ではないことも理由としている。**2)** についても、婚姻関係破綻の場合の届け出について具体的に規約には定められておらず、婚姻関係の破綻の有無は、法的評価を含み、必ずしも一義的に明らかではないことを考慮すると、届出義務を負わないとした。**3)** については、B は、 α が A のかばん内の財布にあることを何らかの機会に知り、 α を盗用したものと考えられるが、クレジットカードを財布の中に入れ、その財布をかばんの中に入れること自体はカードの通常の使用方法であり、自宅においてカードの入った財布をかばんの中に入れて置いておくことが特段盗難の危険性が高いということもできないので、A が規約による管理義務を怠ったとは言えないとした。この他に、X が別居時に自身の住所変更をしておらず、この点は規約違反であるが、本判決は、B の家族カード盗用と、X の住所変更届出の有無の間に関連性がないとして免除の対象外とはならないとした。

3. 争点(3)

争点(3) は、**争点(2)** と概ね同じ理由で、填補義務発生^{は たん}の除外事由の存在を否定した。ここでは A の重過失や善管注意義務違反の有無も判断され、前記**3)**の事情と、B は長年 A と交流があり、当時 B が月 1 回程度 A の自宅に遊びに来る



ことがあったが、過去のBのA所持品無断持ち去り等は窺われず、Bの $\alpha \cdot \beta$ 盗用は容易に想定し難い事態であったというべきで、また $\alpha \cdot \beta$ の自宅外持ち出しは1時間にも満たず、B自身は15～20分程度外に出ただけであったので、夕食の準備をしてBや子と夕食をとっていたAがカード持ち出しに気付くことも困難であったとして、Aが $\alpha \cdot \beta$ をBの訪問時に自身の目の届く場所やBの出入りできない場所に置くべき義務まで負わず、Bの盗用につきAに重過失はないとした。

解説

1. 事実認定について

クレジットカードの不正利用事案の場合、不正利用の立証が難しい場合がある。**争点(1)**は、立証のための情報収集においてどのような事項に注目すべきか、参考になる。

2. クレジットカード不正利用の支払い免除等について

クレジットカードの不正利用につき、多くのカード規約は、原則として会員が支払い義務を負うとしつつ、一定の場合には支払わずに済む規定を置くが、除外事由も存在し、本件ではこの除外事由の有無が問題となった。具体的には、家族等による不正使用と、別居や婚姻関係破綻の場合の配偶者の家族カードの取扱いである。

家族等による不正使用として、Y1は「理由」記載の場合を、Y2は「会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正使用に起因する場合」を除外事由として規約に定めているが、いずれも対象者の範囲が明確とは言えない。義姪は親族だが、「会員の家族」かは不明である。本判決は、Y1、Y2ともに、「クレジットカードの不正利用のリスクを会員に配分する観点から、会員と一定の関係性のある人物による不正利用」を対象から除外する規定であること、そして例示や併記されている者から、Y1の「会員の関係者」を「例示された会員の家族等に準じる程度に社会生活上

密接な関係にある者」とし、Y2の「会員の家族」を「会員と共同生活を営み、社会生活上密接な関係にある親族」と解し、これを基準に判断した。判決が「社会生活上密接な関係」概念をもとに、親族であるかだけでなく、同居の有無なども判断材料として検討したことには合理性がある。なおY2は、カード保管場所に会員の同伴なく単独で出入りすることが許容される程度に社会生活上密接な関係にある親族を指すと主張したが、判決は、BがA宅の鍵を預かるなどして自由に出入りできたわけでもなく、Aが自宅にいる際にあらかじめ了解を得て遊びに来るという程度の関係であり、AがBにカード保管場所を教えたわけでもないなどとして、Bは該当しないとしている。この点も参考になろう。本判決のように、クレジットカードの家族利用に関し「社会生活上密接な関係」を用いた判決として**参考判例①、参考判例②**がある。

別居中あるいは婚姻関係が破綻した配偶者が家族カードを保有する場合の、管理義務・届出義務についての判断理由も非常に説得力があり、首肯できる。判決指摘の通り、別居や婚姻関係の破綻は法的価値判断を含み、義務発生の基準として適切に機能するか疑問が残る。ただし本判決は別居等を理由とする家族カード返還義務や届出義務が規約にないことも判断根拠にしており、これを受けて、もしもこれらが規約に定められたときには注意が必要である。

参考判例

- ①さいたま地方裁判所平成19年6月1日判決
(裁判所ウェブサイト)
- ②札幌地方裁判所平成7年8月30日判決
(判例タイムズ902号119頁)
- ③東京地方裁判所平成28年5月17日判決
(LEX/DB25534060)
- ④大阪地方裁判所平成5年10月18日判決
(判例タイムズ845号254頁、判例時報1488号122頁)